

# 大阪市立田島中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

## 1、いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2、本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「夢をえがき、意欲的に学び、主体的に活動する子」「自他ともに大切にし、支えあい、仲間とともに共感できる子」「社会のルールを大切にし、自分の責任を果たす子」を育成するために、「大阪市立田島中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校の風土をつくる。そのために生徒・教職員の意識を常に鋭敏なものにしていく。
- (2) 学校・学年・学級・部活動は、生徒一人ひとりにとって安全、安心で楽しい「居場所」であり、すべての教育活動は生徒自らが自分と他者を大切に認めあう「絆づくり」である。
- (3) 早期発見に向けて組織的、継続的に取り組む。
- (4) 事案が発生した場合には、早期解決に向けて、組織として速やかに毅然と対処する。
- (5) いじめを絶対に許さない学校であることを保護者、地域にも積極的に発信し、連携して取り組む。

## 3、いじめ未然防止についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ①基礎的な学習内容についてはすべての生徒が習得できるように、教科・学年・学校全体で徹底して指導する。
- ②支援を要する生徒については、個別の支援計画・指導計画を共通理解し、巡回相談等も活用しながら適切な支援をおこなう。
- ③「わかる」達成感を得られる授業をめざして、全教員が授業改善に取り組み、授業を公開して相互に研修する。
- ④授業規律を徹底させ、すべての生徒の学力を保障するとともに、安心して学習できる環境をつくる。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍して認められている、他者の役に立っていると感じとれる機会をつくる。その観点で教育活動が計画、実行されているか組織的に点検する。
- ②お互いを認め合うとともに、それぞれの責任を果たす望ましい集団の育成に努める。すべての活動をその観点でできたか生徒自らが振り返る機会をつくる。
- ③生徒会活動、学校行事、部活動などにおいて、生徒の主体的な活動を支援する。
- ④生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、道徳や学級活動などで積極的に話し合う機会をつくり、自分の意見を主張し他者の意見を尊重する態度を養う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①道徳や人権学習などでは、生徒が主体的に考えるような教育内容を創造する。
- ②教職員が高い人権感覚、鋭敏な意識を備えられるよう、教職員研修をおこなうだけでなく、日常的に相互に点検しあう。
- ③日常的に通信や集会を通して、いじめを許さない、見逃さないことを発信する。
- ④保護者、地域にも機会を捉えて発信し、連携して取り組めるように努める。

#### 4、いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに行動すること。
- (2) 5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を紙にメモし、職員が情報を常に共有できるようにする。
- (3) 保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学の様子を寄せてもらえる体制を整える。
- (4) 定期的なアンケートや教育相談の実施に計画的に取り組む。保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口についても周知する。
- (5) スクールライフノートの相談機能を周知し、相談の見落としがないように体制を整える。

《 ネット上のいじめへの対応 》

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止や情報の削除をしたりできるので、必要な措置を講じる。
- ・早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付など、関係機関の取り組みについても周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求め、情報を発信する。

## 5、いじめの早期解決についての取り組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### (1) 情報を集める

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止める。
- ②生徒から「いじめではないか」との相談があった場合には、真摯に傾聴する。
- ③発見・通報を受けた場合は、すみやかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取り場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ④教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめ情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。

#### (2) 指導・支援体制を組む 《組織》

- ①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任・養護教諭・生徒指導担当教員・管理職などで役割を分担)
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (3) 子供への指導・支援を行う

##### 《 いじめられた生徒に対応する教員 》

- (1) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (2) いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

##### 《 いじめた生徒に対応する教員 》

- (1) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (2) いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等と連携して対応する。

##### 《 学級担任等 》

- (1) 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

- (2) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (3) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (4) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

《 保護者との連携 》

- (1) 家庭訪問（加害・被害ともに行う。また、学級担任を中心に複数人数で対応する。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法をについて話し合う。
- (2) いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 6、いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ① いじめ対策委員会

〈構成員〉 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、人権教育主担、養護教諭  
生活指導部長（事案に応じて、担任・部活動顧問等を加える。）

〈役 割〉

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成。
- ・いじめの疑いに係る情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への聴き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ② 校内研修会の実施

##### 【年間計画】

いじめ対策委員会 年3回  
4月 指導方針、年間計画等  
9月 情報共有、2・3学期の計画  
3月 本年度のまとめ、来年度の課題検討

##### 【アンケート調査等】

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回以上（学期に1回実施する）
- ② 学期末懇談を通じた保護者からの聴き取り調査
- ③ 教育相談を利用した学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回以上

## 【研修会】

- ・生活指導研修会（4月）

### （2）保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学年通信などによる情報発信・啓発
  - ・学校の様子や情報の様子をタイムリーに発信する。
- ②学校協議会への提案・協力体制
  - ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制を整える。
- ③教育委員会との連携、関係諸機関との協力体制の構築。
  - ・生野警察署・こども相談センター・サポートセンターとの情報交換を日頃から密に行う。

### （3）取組内容の検証

- ①PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
  - ・取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。
- ②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法
  - ・教職員およびPTA役員に、取組評価アンケートを実施する。
  - ・学校協議会やPTA実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

## 7、重大事案への対処

### （1）「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

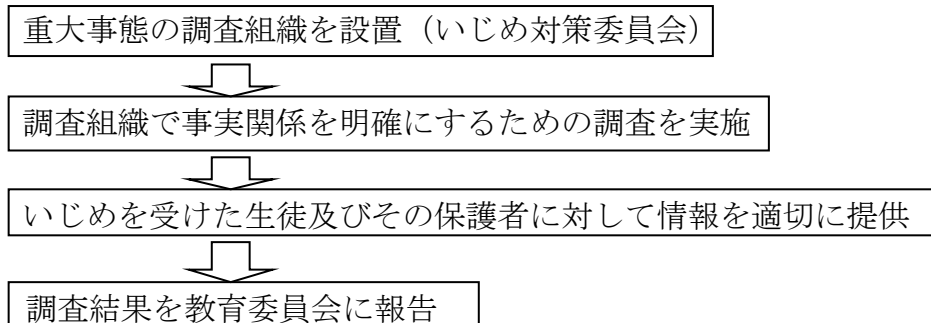
- ・生徒が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。

### （2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

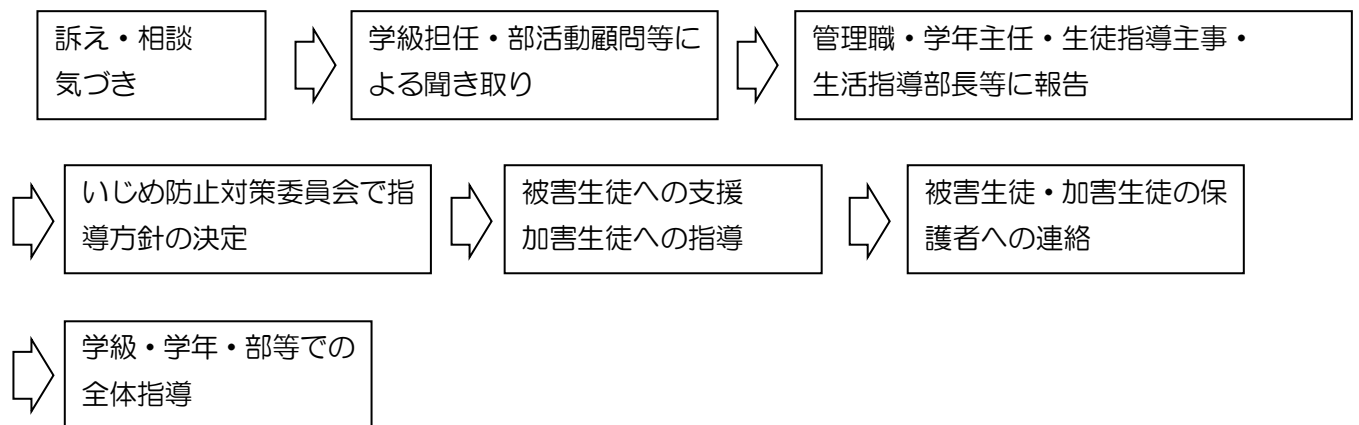
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合など

迅速に調査に着手する。

#### ・学校を調査主体とした場合



※ いじめ発見の際の流れ



## 学校基本方針の作成にあたって

- ・いじめが起きないようにするために、どのような取組を、どのくらいの回数、どの学年のいつの時期にやるのかを考える機会にする。
- ・すべての教職員がいじめに対して共通の理解を持ち、そのための取組に対して共通の認識を促す絶好の機会と考える。
- ・同じ生徒の行為に気づいた場合でも、ある教師はいじめと捉えるのに対し、別の教師は遊びやふざけと捉えるとといった場面がある。あるいは、同じようにいじめを題材とした授業を行っていたとしても、どの程度まで踏み込んで生徒に訴えるのかは個人差がある。個々の教師がそれぞれに異なる理解や認識に基づいて勝手な判断や言動を行うことで、ささいなトラブルが深刻ないじめへとエスカレートしてしまう可能性もある。

そうした教職員の「温度差」を取り除き、すべての教職員が組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築していくことが重要である。

## 「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

- ・「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことで、様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしない安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しも必要である。
- ・「絆づくり」とは、子供自らが主体的に取り組む活動のなかで、互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりできることです。子供同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。すべての生徒が活躍できる場を準備することが大切である。
- ・規律とは、日常生活における望ましい「規範意識」の育成を目指し、社会構成員の一員としてより良い集団生活を送ることを目指す。そのためには、「規範意識」の育成に対する、継続的な指導を行い、規律ある生活習慣の習得を目指す。
- ・学力・・・発達段階に相応しい基礎学力の形成を目指し、すべての生徒が主体的に力を育める環境づくりを目指す。
- ・自己有用感・・・相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性を自己有用感と呼びます。他者から認められていないと感じられた子供は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。すべての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。